

第 190 回国会における党首討論

企画調整室 日下 祐子

1. はじめに

第 190 回国会（常会）（平成 28（2016）年 1 月 4 日～6 月 1 日）会期中の 5 月 18 日、国家基本政策委員会合同審査会（以下「党首討論」という。）が開かれた。前回（第 189 回国会（常会）会期中の平成 27（2015）年 6 月 17 日）から 11 か月が経過しており、第 190 回国会では唯一の開催となった。

党首討論は、内閣総理大臣と野党（衆議院又は参議院において所属議員 10 名以上を有する野党会派）¹の党首（衆議院又は参議院の国家基本政策委員会の委員）が直接対面方式で討議を行うものであり、国会審議の活性化等を目指す国会改革の重要な柱の一つとして、平成 12（2000）年の第 147 回国会（常会）に導入されたものである。

本稿では、5 月 18 日の党首討論の討議²の概要を紹介したい。なお、本党首討論では、安倍晋三内閣総理大臣と、岡田克也民進党代表、志位和夫日本共産党中央委員会幹部会委員長及び片山虎之助おおさか維新の会共同代表が討議を行った。

2. 討議の概要

本党首討論は、4 月中旬に発生した熊本地震への対応のための平成 28 年度補正予算が成立した翌日、G 7 伊勢志摩サミット（5 月 26 日及び 27 日開催）の直前に行われた。会期末が近づく中、夏の参議院議員通常選挙を意識した討議となった。

（1）消費税率 10%への引上げの再延期について

消費税率は、平成 29（2017）年 4 月 1 日に現行の 8%から 10%へと引き上げられることが法定されているが³、現在の経済情勢の下では引き上げるべきではないとの主張が、討議に立った全野党党首からなされた。

ア 岡田代表の討議

（ア）再延期の可能性の有無

¹ 国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ（平 12. 2. 16 国家基本政策委員会両院合同幹事会決定、第 147 回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第 1 号末尾掲載（平 12. 2. 23））による。同申合せは、開会時間を 40 分から 45 分間に拡大するなどの見直し（平 15. 2. 7）がなされている。本稿における党首討論の運営に関する言及は、同申合せに基づく。

² 第 190 回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第 1 号（平 28. 5. 18）

³ G 7 サミット終了後、第 190 回国会の会期終了日である 6 月 1 日の夕方、安倍総理は記者会見において、従来の方針を変更した「新しい判断」として、消費税率 10%への引上げを平成 31（2019）年 10 月まで再延期すること等を発表した。「新しい判断」については、国政選挙である参議院選挙を通して「国民の信を問いたい」と述べた。秋の臨時国会に、再延期等に関する法律改正案が提出される見込みである。首相官邸ウェブサイト<http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2016/0601kaiken.html>（平 28. 8. 22 最終アクセス）

岡田代表は、G7サミットの前後で10%への引上げの再延期を表明することはないのかとの問いを繰り返した。1年半前の衆議院解散時に10%への引上げを平成27(2015)年10月から平成29(2017)年4月まで延期すると表明した際、安倍総理は消費税増税を再び延期することはない、アベノミクスを推進することで引上げ可能な経済状況を作り出すと国民に約束したのだから、「その約束が果たされていないなら、内閣総辞職だ、そのぐらいの責任がある」と述べた。

これに対し、安倍総理は、リーマン・ショック級の出来事あるいは大震災、そうした大きな影響を及ぼす事態が起こらない限り消費税を予定どおりに引き上げていくという考えを示した上で、そういう状況であるかないかは、国際金融経済分析会合等で専門家に議論してもらい、適時適切に判断していきたいと述べるにとどめた。そして、不透明さを増す世界経済等の状況を踏まえ、G7において議論を進め、議長国としてどのような責任を果たしていくかを考えなければならないと付け加えた。

(イ) 再延期に関する岡田代表の提案

岡田代表は、消費が力強さを欠いている中で、「もう一度消費税の引上げを先送りせざるを得ない状況だ」と主張した。さらに、①平成32(2020)年度の基礎的財政収支黒字化の目標を変えない、そのため消費税引上げを先送りしたとしても平成31(2019)年4月には消費税率を10%に引き上げる、②公共事業の重点化や国会議員歳費・公務員人件費の削減などの行財政改革を具体的に進める、③社会保障の充実を先送りしない、その財源は赤字国債で賄う、④軽減税率の導入を白紙に戻し、総合合算制度や給付付き税額控除とで、低所得者対策としてどれが一番望ましいかを議論し直すことの4項目を提案した。

これに対し、安倍総理は、消費税率を8%に引き上げて以来、消費が予想以上に弱いのは事実である、今後適切に判断していくが、岡田代表の提案は提案として伺っておくと述べた。

イ 志位委員長の討議

(ア) 消費税率8%への引上げ以降の消費低迷の原因

志位委員長は、平成26(2014)年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられて以降の消費について、安倍総理が「予想以上に落ち込み、予想以上に長引いている」と予算委員会で答弁⁴したことを取り上げ、その原因をどう分析しているかと質した。

これに対し、安倍総理は、平成24(2012)年12月の政権担当以来、約20年間続いてきたデフレからの脱却や、所得と雇用を増やすための、いわば「教科書がない」挑戦を続けてきた中で、「デフレではないという状況」を作ることはできたが「デフレ脱却には至っていない」と現状認識を示した上で、デフレマインドが残っている中での消費税引上げが国民の消費や経営者の投資を慎重にさせたと述べた。他方で、所得や雇用については「大きな成果が出ている」とし、その事例を紹介した。

(イ) 消費税率10%への引上げの判断に景気を与える影響の有無

⁴ 第190回国会参議院予算委員会会議録第8号18頁(平28.3.3)

志位委員長は、安倍総理が10%への引上げを一度延期した際に税制抜本改革法から景気判断条項を削除したので、消費税率を上げるかどうかについての景気判断を行うことは考えていないと述べていることに対して、景気が悪化することが明白な場合であっても消費税率の引上げは必ず行うのか、「イエスカノーカ」で答えるよう求めた。

これに対し、安倍総理は、リーマン・ショック級の出来事などが発生しない限り消費税率を引き上げるとの従来の方針を述べた上で、二者択一の単純な問題ではなく、専門家の分析が必要である旨答えた。

志位委員長は、「消費税率10%への増税はきっぱり中止」し、「富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革によって暮らしを支える財源をつくる」ことを要請した。

ウ 片山共同代表の討議

片山共同代表は、景気が不透明であるなどの理由を挙げ、「消費税率の再増税は再延期すべき」であり、その決断は「早い方がいい」と主張した。また、再延期する場合には、他の野党党首が主張するように責任問題が生じることや、次に引き上げることが難しくなる問題があるとし、総理の見解を求めた。

これに対し、安倍総理は、「適切に判断していきたい」と述べた。

(2) 憲法改正について

ア 岡田代表の討議

(ア) 現行憲法と自由民主党の憲法改正草案における平和主義の内容

岡田代表は、安倍総理が、自由民主党の憲法改正草案（以下「自民党草案」という。）においても国民主権、基本的人権の尊重、平和主義などの現行憲法の基本原理が貫かれていると予算委員会で答弁⁵したことを取り上げ、現行憲法、自民党草案、それぞれにおける平和主義の具体的内容を質した。また、自民党草案の第9条第2項において、戦力不保持等の文言が削除され「自衛権の発動を妨げるものではない」と定められていることに関し、国連憲章のいう集団的自衛権⁶の行使が「全面的なフルスペックの集団的自衛権の行使」であるとすると、自民党草案では「平和主義という名のもとで、どういう国家としての行為が封じられているのか」と質した⁷。

これに対し、安倍総理は、現行憲法においては、武力行使に三要件がかかることや、「二度と他国を侵略しない、戦渦に世界の人々を巻き込むことはしない」と表明してい

⁵ 第190回国会衆議院予算委員会議録第6号4頁（平28.2.3）

⁶ 集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利をいう。内閣官房ウェブサイト〈<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/anzenhoshouhousei.html>〉（平28.8.22最終アクセス）

⁷ 憲法第9条の下で許容される武力行使について、従来の政府見解では、個別的自衛権の行使に限られ、集団的自衛権の行使は認められないとしていたが、安倍内閣は、平成26（2014）年7月1日の閣議決定で憲法解釈を一部変更し、集団的自衛権の全面行使は認められないとしつつ、武力行使の新たな三要件に合致する場合において限定的に行使することを容認した。なお、新たな三要件とは、①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきことをいう。

ることを挙げ、「これこそまさに平和主義」である旨答弁した。また、現在政府が進めている「積極的平和主義」について、世界平和を維持強化するため、紛争等が起こりそうな地域の生活向上・安定化を図るといった貢献に日本が役割を果たしていくことである旨述べた。そして、自民党草案においても、平和主義が貫かれている国連憲章の文言と近い現行憲法第9条第1項が残っており、「そこにおいて平和主義は貫かれている」、「必要な自衛の措置しか我々はとらない」、「二度と戦争の惨禍を繰り返さないというのが私たちの考え方であり、平和主義」である旨説明した。

岡田代表は、安倍総理の言う平和主義とは法規範上「侵略戦争を禁じる」意味しかないということが分かったと述べ、自民党草案は「集団的自衛権の行使について限定なく認めるというもの」と断じた。そして、現行憲法の解釈として個別的自衛権の行使しか認めるべきではないとの自らの立場を表明した上で、「海外の紛争を、日本が武力行使することで解決しない、この一線を越えてしまつて集団的自衛権の行使を全面的に認めることにしたときに、日本国憲法の平和主義は壊れる」、「それは絶対に認めるわけにはいかない」と述べ、国の形が変わることなので今度の参議院選挙で大いに議論し、国民の判断を仰ぎようではないかと主張した。

これに対し、安倍総理は、自民党草案は、国連憲章その他多くの平和主義を標榜する国々の憲法と大体同じであり、平和主義は貫かれている旨、重ねて強調した。同時に、国民の生命や平和な暮らしを守るために何をすべきかを考える必要があり、平成28(2016)年3月に施行された平和安全法制が日米同盟を強化していると主張した。

(イ) 自民党草案の意義、民進党の憲法改正に対する考え方

安倍総理は、前文及び全条文の改正案を示す自民党草案について、約70年間にわたり憲法改正の議論をしてはならないという空気を変える「大きな一石を投じる」役割を果たしたと評価した上で、あくまで一つの草案であり、国会発議の要件を満たすよう多くの賛同を得るためには、国会に設置された憲法審査会において議論を深める中で修正されていくものである旨、また、最終的に、国民に対してどの条文から示していくかというところで憲法改正の手続は進んでいくものと考えている旨述べた。そして、民進党からも最低限草案を出してもらわなければ議論のしようがないと述べ、草案を出す方針の有無について質した。

これに対し、岡田代表は、草案を出すつもりはないと答えた。そして、本当に必要な憲法改正の項目があれば議論したいと考えており、まずは改正の必要性から議論すべきである旨、また、現行憲法第9条を当面変える必要はない旨を主張した。

イ 片山共同代表の討議

片山共同代表は、前日の予算委員会で、憲法改正は漸進主義を採るべきと自身が主張したことを取り上げ⁸、憲法の全面改正は無理だと思う、憲法第9条の改正は時期尚早であり、緊急事態条項の導入も現状では必要ないと述べた。そして、「国民が切実に思っている、実態のあるもの」について、国民の意向を聞きながら憲法改正案を作成し、「憲法

⁸ 第190回国会参議院予算委員会会議録第22号34頁(平28.5.17)

改正をテコに政策を実現」すべきであると主張した上で、その実現すべき政策として、①教育の無償化、②地方自治の充実、③憲法裁判所の創設の3項目を提案し、総理の所見を求めた。

これに対し、安倍総理は、自民党草案のままでは賛成できないということであれば柔軟に対応していきたい、憲法審査会において各党が案を持ち寄り、議論が収れんしていくことを期待する旨述べた。

(3) 党首討論の在り方について

片山共同代表は、党首討論の在り方について、原則として週1回開会のはずが1回の会期中で1回しか開会されないまでに回数が減っている現状や、総理が出席する予算委員会の集中審議が最近増加していることなどを踏まえ、国会改革や国会の運営の見直しの中で、廃止、又は開会回数の増加など制度・運営の見直しをすべきと問題提起した。

これに対し、安倍総理は、まさに国会で議論することとしつつ、日本では総理大臣が予算委員会を始めとして委員会に出席し「今回も100時間以上答弁をしている」のに対し、英国を含め他国では「総理大臣が委員会に出て個別について答弁するということは少ない」との認識を示した。

3. おわりに

党首討論は、国会改革の一環として平成11(1999)年7月に成立した国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(国会審議活性化法)により制度が創設され、平成12(2000)年に始動してから17年目を迎える。

運営の申合せによると、原則として会期中の毎週水曜日に開会する(ただし、総理が衆議院又は参議院の本会議・予算委員会等に出席する週を除く。)こととされているが、片山共同代表が指摘したように開会回数は漸減し、平成12(2000)年の8回から、近年は年1、2回で推移している。このような実情を踏まえて、従来から、「開会回数を増やすべき」、「討議時間(1回当たり全党合わせて45分間)を拡大すべき」といった指摘が少なくない。

様々な課題を抱えつつも、党首討論には、①本会議・予算委員会等における質疑と異なり「討議」であることから、総理からの逆質問や野党の政策表明などで与野党の政策の相違をより一層明確にし得ること、②国会の会期前半に行われる代表質問や予算審議が終了した後、会期後半においても国政全般について総理と野党党首が議論する貴重な機会となっていることなどのメリットがあり、一定の役割を果たしていると言える。

今後の国会改革の議論の中で、更なる国会審議の充実に向けて、党首討論の制度・運営の在り方の検討が進むことが期待される。

(くさか ゆうこ)